

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成30年1月30日（平成30年（行情）諮問第48号）

答申日：平成30年4月17日（平成30年度（行情）答申第9号）

事件名：「「愛知労働局心の健康づくり計画」の一部改正について」の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「心の健康を推進するために配慮している事項の記載されている文書」（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、別紙に掲げる部分を開示すべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、愛知労働局長（以下「処分庁」という。）が、平成29年10月4日付け愛労発総1004第2号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について取消しを求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

法5条1号に該当しない。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件審査請求の経緯

(1) 審査請求人は、平成29年8月18日付けで、処分庁に対して、法3条の規定に基づき、「心の健康を推進するために配慮している事項の記載されている文書」に係る開示請求を行った。

(2) これに対して、処分庁が原処分を行ったところ、審査請求人は、これを不服として、同年11月13日付け（同日受付）で本件審査請求を提起したものである。

#### 2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、原処分における不開示理由として、法5条2号及び6号柱書きを加えた上で、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

#### 3 理由

(1) 本件対象行政文書の特定について

審査請求人が開示を求める行政文書は「心の健康を推進するために配慮している事項の記載されている文書」である。このため、処分庁は、愛知労働局職員のメンタルヘルスにかかる対応方針を定めている、平成26年5月21日付け愛労発総0521第1号「「愛知労働局心の健康づくり計画」の一部改正について」を本件対象行政文書として特定した。

本件対象行政文書は「愛知労働局心の健康づくり計画」の改正を示したものであり、愛知労働局職員のメンタルヘルス対策における基本的考え方、具体的な取組内容、相談窓口一覧が記載されており、計画の改正にかかる新旧対照表が添付されている。

(2) 原処分における不開示部分について

本件対象行政文書には、メンタルヘルスに関する相談先として愛知労働局が指定している機関の、①機関名等、②所在地等、③相談方法、④相談日時、⑤相談対象者、⑥相談料金、⑦備考が記載されており、原処分においては①機関名等、②所在地等を不開示部分としている。

(3) 不開示情報該当性について

ア 法5条1号の該当性について

原処分で不開示とした部分には、個人名が記載されており、この情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため、法5条1号に該当し、かつ、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないことから、不開示とすることが妥当である。

イ 法5条2号イ及び6号の該当性について

原処分で不開示とした部分には、機関名、住所、電話番号、専用フリーダイヤル、URL、ユーザー名、パスワードが記載されており、これらの情報は公にされていない。

そのため、公になると愛知労働局の職員以外からの通信等や本来の目的ではない通信等が相次ぐことにより当該機関の業務に支障を来すなど、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、また、愛知労働局の職員に係る心の健康づくり計画の円滑な実施ができなくなるなど、愛知労働局におけるメンタルヘルス対策に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれもあることから、法5条2号イ、法5条6号柱書きに該当するため、不開示とすることが妥当である。

(4) 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書において法5条1号に該当しないと主張するが、不開示部分は上記(2)のとおり法5条1号、同条2号イ及び同条6号柱書きに該当することから、審査請求人の主張は認められない。

4 結論

以上のとおり、原処分を維持して不開示とすることが妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年1月30日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年2月22日 審議
- ④ 同年3月15日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年4月13日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件対象文書について

本件対象文書は、「心の健康を推進するために配慮している事項の記載されている文書」であり、具体的には、平成26年5月21日付け愛労発総0521第1号「「愛知労働局心の健康づくり計画」の一部改正について」である。

処分庁は、本件対象文書の一部について、法5条1号に該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、原処分の取消しを求めている。

これに対して、諮問庁は、不開示理由に法5条2号イ及び6号柱書きを追加して、不開示とされた部分は、同条1号、2号イ及び6号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当であるとしていることから、本件対象文書を見分した結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

##### 2 不開示情報該当性について

本件対象文書のうち不開示とされた部分は、職員のメンタルヘルスに関する相談先として愛知労働局が指定した機関について掲げた「メンタルヘルス相談窓口一覧」（以下「一覧」という。）のうち、人事院中部事務局以外の機関についての「機関名等」欄及び「所在地等」欄の全ての記載である。

##### (1) 一覧の「機関名等」欄及び「所在地等」欄の各一段目について

ア 当該部分は、特定法人Aが行う医師面談によるカウンセリングに係る情報の一部であり、このうち、「機関名等」欄には、1行目に特定の診療分野の医師が所在する旨の情報、2行目に特定法人Aの名称、3行目に特定医師の氏名、「所在地等」欄には、同法人の住所及び電話番号が記載されている。

当該部分は、全体として、特定医師に係る法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

イ 「機関名等」欄の特定の診療分野の医師が所在する旨の情報

当該部分は、原処分で開示された「相談方法」欄の記載から推認することが可能であることから、法5条1号ただし書イに該当し、また、同様の理由から、これを公にしても、愛知労働局の職員以外からの通信等や本来の目的ではない通信等が相次ぐことにより当該機関の業務に支障を来すなど、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ、又は、愛知労働局の職員に係る心の健康づくり計画の円滑な実施ができなくなるなど、愛知労働局におけるメンタルヘルス対策に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないことから、同条2号イ及び6号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

ウ 「機関名等」欄の特定医師の氏名

当審査会事務局職員をして諮問庁に対し詳細な説明を求めさせたところ、諮問庁は、当該医師が職員のカウンセリングを担当するという事実は公になっていないと説明する。

そうすると、当該部分は、法5条1号ただし書イに該当せず、また、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また、当該部分は個人識別部分であり、部分開示できない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、同条2号イ及び6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

エ 「機関名等」欄の特定法人Aの名称並びに「所在地等」欄の同法人の住所及び電話番号

平成18年8月25日付け財計第2017号により財務大臣から各省各庁の長に宛てた通知文書「公共調達適正化について」では、その「3(1)契約に係る情報の公表」において、国の支出の原因となる契約を締結したときは、契約の相手方の名称、住所等契約に係る情報の公表義務が定められているが、予算決算及び会計令99条7号「工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が百万円を超えないもの」等については、公表義務から除かれることとされている。当審査会事務局職員をして諮問庁に対し詳細な説明を求めさせたところ、愛知労働局では、特定法人Aとの間で、本件の医師面談によるカウンセリング業務は、随意契約により行い、予定価格が百万円を超えないことから、当該契約の相手方である特定法人Aの名称、住所等契約に係る情報は、特段公表していないとのことである。

そうすると、当該部分は、法5条1号ただし書イに該当せず、また、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

次に、法6条2項の部分開示について検討すると、当該部分は、これを公にすると、特定法人Aの名称、住所及び電話番号が明らかとなり、特定医師を特定する手がかりとなり、個人の権利利益を害するおそれがないとは認められないことから、部分開示できない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、同条2号イ及び6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(2) 一覧の「機関名等」欄及び「所在地等」欄の各二段目について

一覧の二段目には、特定の独立行政法人が経営する特定病院による特定名称の電話相談について記載されており、「機関名等」欄には、特定病院の名称及び電話相談の名称が、「所在地等」欄には、同病院の住所及び電話番号が記載されている。

当該部分は、独立行政法人に係る情報であり、法5条2号イの適用対象外である。

次に法5条6号柱書き該当性について検討する。

当審査会事務局職員をして諮問庁に対し詳細な説明を求めさせたところ、特定病院による特定名称の電話相談は、愛知労働局が特段契約したものではなく、一般の勤労者等を対象として行われているものであり、同労働局の職員においても利用可能であることから、一覧に掲載したとのことである。

また、当審査会事務局職員をして、特定病院を経営する特定の独立行政法人のウェブページを確認させたところ、同独立行政法人が経営する全国の各病院では、特定病院の電話相談と同じ名称の電話相談が行われ、特定病院を含め各病院の名称、当該電話相談の名称及び同相談に係る各病院の電話番号が公表されており、また、本件の不開示部分の電話番号は、ウェブページで公表されていた電話番号と同じであった。

したがって、当該部分は、これを公にしても、愛知労働局の職員に係る心の健康づくり計画の円滑な実施ができなくなるなど、同労働局におけるメンタルヘルス対策に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないことから、法5条2号イ及び6号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(3) 一覧の「機関名等」欄の三段目及び四段目並びに「所在地等」欄の三段目ないし五段目について

当該部分には、特定法人Bによる電話、Web及び面談のカウンセリングについて記載されている。

ア 「機関名等」欄の三段目及び四段目

当該部分には、愛知労働局職員のメンタルヘルスに関するカウンセリング先である特定法人Bの名称及び相談の種類を表す名称が記載

されている。

当審査会事務局職員をして諮問庁に対し詳細な説明を求めさせたところ、特定法人Bのカウンセリング業務については、厚生労働省共済組合本部が、他の労働局分も含めて、一括して契約しているとのことである。

当該契約は、厚生労働省共済組合本部が行っていることから、上記（1）エの「公共調達の適正化について」の適用対象にならないものと認められる。

したがって、当該部分は、これを公にすると、愛知労働局の職員以外からの通信等や本来の目的ではない通信等が相次ぐことにより当該機関の業務に支障を来すなど、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められることから、法5条2号イに該当し、同条6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

#### イ 「所在地等」欄の三段目ないし五段目

当該部分には、専用電話番号、URL、ユーザー名及びパスワードが記載されている。当審査会事務局職員をして諮問庁に対し詳細な説明を求めさせたところ、これらは、厚生労働省共済組合本部と特定法人Bとの契約により、愛知労働局の職員・被扶養者が使用することのできる専用電話番号、URL、ユーザー名及びパスワードであるとのことである。

したがって、当該部分は、これを公にすると、愛知労働局の職員等以外からの通信等や本来の目的ではない通信等が相次ぐことにより当該法人の業務に支障を来すなど、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められることから、法5条2号イに該当し、同条6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

### 3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号に該当するとして不開示とした決定について、諮問庁が、不開示とされた部分は同条1号、2号イ及び6号柱書きに該当することから不開示とすべきとしていることについては、別紙に掲げる部分を除く部分は、同条1号及び2号イに該当すると認められるので、同条6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であるが、別紙に掲げる部分は、同条1号、2号イ及び6号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

#### (第3部会)

委員 岡島敦子、委員 葭葉裕子、委員 渡井理佳子

## 別紙

原処分で不開示とされた部分のうち，開示すべき部分  
メンタルヘルス相談窓口一覧のうち以下の部分

- ・ 「機関名等」欄の一段目 1 行目
- ・ 「機関名等」欄及び「所在地等」欄の各二段目